

《 特別養護老人ホームおさなぎ重要事項説明書 》

事業者があなたに対する施設サービス提供をはじめるにあたって、説明しておく重要事項は次のとおりです。

1. 法人の概要

令和 8年 6月 1日改訂

施設名称	社会福祉法人 明東会
法人の所在地	山形県東根市中島通り1丁目25号
代表者氏名	理事長 中村 哲也
電話番号	0237-47-1234
法人設立年月日	2004/9/9

2. 施設の概要

(1) 施設の名称・所在地など

施設名称	特別養護老人ホームおさなぎ
所在地	山形県東根市中島通り1丁目25号
指定番号	山形県 0671700326 号
施設長	西山 保
電話番号	0237-47-1234

(2) 施設運営の職員体制

- ①施設長 1名（常勤:短期入所、通所介護兼務）
理事会の決定する方針に従い、施設の運営管理を統括する。
- ②介護職員 45名（常勤:専従 42名 非常勤:専従 1名 休職者1名含む）
入居者の日常生活の介護、介助及び相談等の業務に従事する。
- ③介護支援専門員 2名（常勤:専従）
入居者の介護支援に関する業務に従事する。
- ④医師 1名（非常勤:短期入所兼務）
入居者の診療と健康管理及び保健衛生の指導に従事する。
- ⑤生活相談員 1名（常勤:専従）
入居者・家族の生活相談に応じ、指導、助言等の業務に従事する。
- ⑥看護師 5名（常勤:専従 2名 常勤:通所介護兼務1名）
（非常勤:専従 1名 非常勤:通所介護兼務1名）
入居者の看護、保健衛生指導等の業務に従事する。
- ⑦機能訓練指導員 1名（常勤:短期入所兼務）
入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- ⑧管理栄養士 2名（常勤:専従 1名 常勤:短期入所、通所介護兼務 1名）
給食の管理、入居者の栄養指導に従事する。

⑨歯科衛生士 1名（非常勤:専従）

入居者の口腔衛生管理に関する業務に従事する。

⑩事務職員 5名（常勤:専従）

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(3)入居定員等

入居定員80名、ユニット数8ユニット、ユニットごとの入居定員10名

3. 施設の目的と運営方針

- ① 社会福祉法人明東会が設置運営する特別養護老人ホームおさなぎの適正な運営を確保するために
人員及び管理運営に関する事項を定め、指定介護老人福祉サービスを提供することを目的とします。
- ② おさなぎは、法の基本的理念及び関係法令に基づいて、入居者に対し心身の状態に対応した
適切な処遇と必要な生活機能訓練を行い、健康で明るく生きがいのある生活ができるように運営し、
社会福祉に寄与します。

4. 介護サービスの内容

当施設で提供する指定介護老人福祉サービス等は、【別紙1】に記載のとおりです。

5. 入居者の利用料及びその他の費用

(1) 利用料金……入居料金表を参照

(2) お支払方法

毎月13日頃に前月分の請求書を郵送し、24日に口座自動引落としとさせていただきます。

利用料及びその他の費用の額は、入居料金表に記載したとおりです。

(3) 外泊、又は入院された場合の利用料金

標記の場合でも、居室を確保している為、所定の費用をご負担頂きます。

金額については別表の通りです。

【別表】

①外泊、又は入院の翌日から

②7日を超える場合(居住費のみ)

当該月6日間(月をまたがる場合は最大12日間)

●1割負担の方

負担段階区分	外出時費用 (一部負担)	居住費	合計
第1段階	246円	880円	1,126円
第2段階		880円	1,126円
第3段階①		1,370円	1,616円
第3段階②		1,370円	1,616円
第4段階		2,300円	2,546円

負担段階区分	居住費
第1段階	2,066円
第2段階	2,066円
第3段階①	2,066円
第3段階②	2,066円
第4段階	2,300円

●2割負担の方

負担段階区分	外出時費用 (一部負担)	居住費	合計
第1段階	492円	880円	1,372円
第2段階		880円	1,372円
第3段階①		1,370円	1,862円
第3段階②		1,370円	1,862円
第4段階		2,300円	2,792円

負担段階区分	居住費
第1段階	2,066円
第2段階	2,066円
第3段階①	2,066円
第3段階②	2,066円
第4段階	2,300円

●3割負担の方

負担段階区分	外出時費用 (一部負担)	居住費	合計
第1段階	738円	880円	1,618円
第2段階		880円	1,618円
第3段階①		1,370円	2,108円
第3段階②		1,370円	2,108円
第4段階		2,300円	3,038円

負担段階区分	居住費
第1段階	2,066円
第2段階	2,066円
第3段階①	2,066円
第3段階②	2,066円
第4段階	2,300円

※同意を得て、居室をショートステイに利用させて頂いた場合には、こちらの料金は不要です。

6. 入居の手続き

(1) 入居の手続き

- ①要介護認定を受けた方で、おさなぎに入居を希望される方は、電話か窓口でご相談下さい。
- ②入居が決定した場合は、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間とあわせめます。

(2) 契約の自動終了

つぎのような場合は、連絡がなくとも自動的に入居契約は終了します。

- ①他の保険医療機関に転院したり、介護保険施設へ入所したとき。
- ②介護認定区分で、要介護2以下になった時。(特列入所を除く)
- ③入居者の病状・心身状態が著しく悪化し、適切な指定介護老人福祉施設サービスの提供を超える状態と判断されたとき。
- ④2か月以上利用料を滞納した場合。

7. 緊急時の対応

入居者の容態が急変したなどの変化があったときは、すみやかにご家族などに連絡します。

また、本施設の嘱託医は柴田内科循環器科クリニック(柴田健彦先生)、協力医療機関は、医療法人財団明理会山形ロイヤル病院、医療法人社団斗南会秋野病院、北村山公立病院、とよか歯科医院、つばさ皮膚科とします。

8. 事故発生時の対応

介護サービス提供に当たって、事故が発生した場合は、速やかに家族、県、市町村等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。事故内容については状態等を記録し、再発防止に努めます。事故が故意・過失による場合は損害賠償します。ただし、当該事故が利用者に重過失がある場合はこの限りではないものとします。

9. 個人情報保護

当施設の個人情報保護方針及び利用目的は別紙の通りとします。また、施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった場合においても、正当な理由がなくその業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らすことがないよう、指導教育を随時行っています。

10. 施設内感染防止対策

当施設では、施設内感染のまん延防止に努め、職員定期健診、感染防止対策委員会等を実施します。不測の事態により感染者が発生した場合は、感染マニュアルに基づき、適切な措置を講じ、関係機関(保健所、医療機関、行政機関)と連携をとります。

11. 非常災害対策

災害時の対応	緊急連絡網
防災設備	自動火災報知設備、屋内消火栓設備、誘導等設備、消火器具 避難訓練、非常放送設備、発電機、通報装置
防災訓練	年2回

12. 施設の利用にあたっての留意事項

指定介護老人福祉施設の提供の開始に際し、入居申込者又は家族に対し重要事項の説明を行い、入居申込者又は家族の同意を得るものとします。

13. 看取り介護体制

- ① 看取り介護実施においては、医師による診断がなされた時が看取り介護の開始となります。
- ② 看取り介護実施にあたり、医師および医療機関により十分な説明に努めます。
- ③ 看取り介護においては、医師の指示により、そのケアに携わる施設の多職種共同体制のもと、看取り介護に関する計画書を作成し、原則として随時本人家族への説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行います。なお、必要に応じて適宜、計画内容を見直し、変更致します。

14. 第三者による評価の実施状況

当施設においては、第三者評価機関による評価は実施しておりません。

15. 身体拘束

- ① 施設サービスの提供に当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため「緊急やむを得ない場合、非代替性、一時性であること」を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。
- ② 身体拘束等を行うときには、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16. 介護サービス記録の開示

入居者の介護・看護の記録に関しては、開示の申し出があった場合、家族の同意のもと開示することとし、開示内容などについては記録するものとします。

17. その他施設の運営に関する重要事項について

当施設は、従業者の資質向上の為、最低年1回の研修の機会を設けます。

18. サービス内容に関する苦情・相談

(施設)	受付窓口	斎藤 大介 (生活相談員)
	電話番号	0237-47-1234
	受付時間	平日:午前8:30～午後5:30 土曜:午前8:30～午後12:30

(第三者委員) 社会福祉法人 明東会 評議員 寒河江 賢一 0237-42-0274

社会福祉法人 明東会 監事 角川 弘子 023-645-4959

(機関) ○山形県国民健康保険団体連合会

所在地 寒河江市大字寒河江字久保六番地
電話番号 0237 - 87 - 8000

○以下各介護保険者の市町村窓口

東根市	東根市役所 福祉課 介護保険係	
	東根市中央一丁目一番一号	0237-42-1111
天童市	天童市役所 健康福祉部 保険給付課	
	天童市老野森一丁目一番一号	023-654-1111
村山市	村山市役所 福祉課 介護保険係	
	村山市中央1丁目3-6	0237-55-2111
尾花沢市	尾花沢市役所 福祉課 高齢者福祉係	
	尾花沢市若葉町1-1-3	0237-22-1111
大石田町	大石田町役場 保健福祉課 福祉グループ 介護保険担当	
	大石田町緑町1	0237-35-2111
新庄市	新庄市役所 成人福祉課 介護保険係	
	新庄市沖の町10番37号	0233-29-5809
河北町	河北町役場 健康福祉課 高齢者福祉係	
	西村山郡河北町谷地戊81	0237-73-2111
鶴岡市	鶴岡市役所 長寿介護課 介護保険係	
	鶴岡市馬場町9番25号	0235-25-2111

《 重要事項の説明に係る同意書について 》

事業者は、入居者に対する施設サービス(介護老人福祉施設サービス)の提供にあたり、
□入居者・ □入居者家族に対して、重要事項説明書に基づいて説明いたしました。

《施 設》所在地 山形県東根市中島通り一丁目25号

名称 特別養護老人ホームおさなぎ

説明者 職種 生活相談員

氏名 齋藤 大介 印

私は、施設サービス(介護老人福祉施設サービス)の提供開始にあたり、施設の
担当者より重要事項説明書を受領し、その内容について説明を受け、これらを十分に
理解した上で同意いたします。

令和 年 月 日

《 入居者 》 住所

氏名 印

《入居者家族》 住所

(連帯保証人) 氏名 印

入居者との続柄 ()

特別養護老人ホームおさなぎサービス内容説明書 【別紙1】

介護給付によるサービス

サービスの種類	主な内容
食事	食事時間 ・朝食 8時～ ・昼食 12時～ ・夕食 18時～ ※入居者の状態や御希望に応じて食事の開始時間や場所についても選択できます。
介護・看護	入居者のペースにあわせた介護を提供します。自宅で過ごされてきた雰囲気をおさなぎの中でも変わりなく過ごしていただけるようなサービスを心がけます。 また、看護の処置・治療を行う場合、医師の指示のもとで、必要な処置、治療をいたします。
機能訓練	機能訓練指導員が入居者の状況にあわせて機能訓練を行います。
排泄	自己排泄か、時間排泄か、オムツ使用等利用者の状況にあわせて行います。
清潔	1週間に2回以上、適切な方法で、入浴・清拭を行います。 また、毎食後口腔ケアを行います。
離床	寝たきりにならないよう、離床のお手伝いをします。
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。
整容	身の回りのお手伝いをします。
シーツ交換	シーツ交換は週に1回以上、汚れた時はその都度します。
相談	いつでもご家族からのご相談に応じます。
行事・レクリエーション	毎日の生活が楽しく、変化のあるように、計画的に行事やレクリエーションを行います。 御希望に応じて外出や外泊にも対応いたします。

特別養護老人ホームおさなぎ 入居料金表

《介護保険 1割負担の場合》

令和 8年 6月 1日 改定

【1日あたりの基本料金】

	法定代理受領サービス の場合の利用料金	サービス利用料金	居住費	食費
要介護1	6,700円	670円	2,300円 ※1	1,950円 ※1
要介護2	7,400円	740円		
要介護3	8,150円	815円		
要介護4	8,860円	886円		
要介護5	9,550円	955円		

※1 『介護保険負担限度額認定証』をお持ちの方は、下記の通り「居住費」・「食費」が減額されます。

該当段階		居住費	食費
第1段階	生活保護受給者/市町村民税世帯非課税で ある老齢福祉年金受給者	880円	300円
第2段階	市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と 【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が 年額80万円以下の方。 ※2 単身650万円、夫婦1.650万円	880円	390円
第3段階①	市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と 【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が 年額80万円～120万円以下の方。 ※2 単身550万円、夫婦1.550万円	1,370円	650円
第3段階②	市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と 【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が 年額120万円を超える方。 ※2 単身500万円、夫婦1.500万円	1.370円	1,360円
第4段階	市町村民税課税世帯の方。 ※配偶者の課税の場合も対象	2,300円	1,950円

※2 ○本人名義の預貯金、有価証券等の金額の合計が上記の額(単身・夫婦)を超える場合は、4段階となる。

【全員対象の共通加算】

加算の種類	加算額	法定代理受領 サービスの場合
①日常生活継続支援加算	46円／日	460円／日
【新規入居者に占める要介護度4以上の割合もしくは認知度Ⅲ以上の割合が所定の割合以上であり、かつ介護福祉士の員数が必要な人数を満たしている場合】		
②夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ	21円／日	210円／日
【夜間帯を通じて介護職員を配置している場合又は喀痰吸引の実施が出来る介護職員を配置している場合】		
③看護体制加算(Ⅰ)ロ	4円／日	40円／日
【常勤の看護師を1名以上配置している場合】		
④看護体制加算(Ⅱ)ロ	8円／日	80円／日
【看護師を配置基準より1名以上上回った配置を行い、かつ看護職員と24時間の連絡体制を確保している場合】		
⑤個別機能訓練加算(Ⅰ)	12円／日	120円／日
【常勤の機能訓練指導員を配置し、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し計画的に実施している場合】		
⑥個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円／月	200円／月
【加算(Ⅰ)の要件に加え、訓練計画の内容等を厚生労働省へ提出し、適切かつ有効に情報を活用している場合】		
⑦個別機能訓練加算(Ⅲ)	20円／月	200円／月
【加算(Ⅱ)の要件に加え、口腔機能向上加算(Ⅱ)および栄養マネジメント強化加算を算定し、入居者ごとに理学療法士等が個別機能訓練内容、口腔の健康状態、栄養状態に関する情報を相互に共有し、必要に応じ訓練計画の見直しを実施して関係職種間で共有している場合】		
⑧精神科医師配置加算	5円／日	50円／日
【認知症を有する入居者が入居者総数の1／3以上を占め、精神科を担当する医師による月2回以上の定期的な療養指導を行った場合】		
⑨栄養マネジメント強化加算	11円／日	110円／日
【入居者ごとの継続的な栄養管理を強化し、栄養管理に関する情報を厚生労働省に提出し、その情報を適切かつ有効に活用している場合】		

⑩科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50円／月	500円／月
【入居者の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画の見直しや情報活用を行っている場合】		
⑪排せつ支援加算(Ⅰ)※(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかに該当	10円／月	100円／月
【排泄に介助を要する入居者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止が見込まれると判断したものに對し、当該入居者が排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、計画に基づいた支援を継続して実施し、少なくとも3カ月ごとに計画を見直した場合】		
排せつ支援加算(Ⅱ)	15円／月	150円／月
【上記(Ⅰ)の要件に加え、次の要件のいずれかに適合する場合。①入居時と比較して排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し悪化が無い場合②入居時にオムツを使用していた者であっておむつを使用しなくなった場合③入居時に尿道カテーテルが留置された者であって抜去された場合】		
排せつ支援加算(Ⅲ)	20円／月	200円／月
【上記(Ⅰ)の要件に加え、(Ⅱ)の要件①・②に掲げる基準のいずれにも適合する場合】		
⑫自立支援促進加算	280円／月	2,800円／月
【自立支援に係る評価・支援計画の策定を行い、3カ月に1回以上の見直しを行うとともに厚生労働省へ情報を提出し、自立支援の促進にあたって適切かつ有効に情報を活用している場合】		
⑬安全対策体制加算 ※入居時に1回を限度として算定	20円／回	200円／回
【外部の研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制を整えている場合】		
※入居日当日に限り所定単位を算定する。		
⑭生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円／月	100円／月
【利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を委員会にて検討・定期的に確認し、介護機器を活用し、それぞれの取り組みに関する実績を厚生労働省へ報告している場合】		

●介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ・・・「介護福祉施設サービス費」「加算項目全て」の総計の17.6%
【介護職員等の賃金の改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合】

【その他の加算 ※事由に該当した場合のみに個別に加算】

加算の種類	加算額	法定代理受領 サービスの場合
⑮療養食加算	6円／回	60円／回
【医師の食事箋に基づく療養食(糖尿病食、心臓病食、腎臓病食等)を提供した場合】		
⑯若年性認知症入所者受入加算	120円／日	1,200円／日
【若年性認知症の診断を受けた入居者に対し、個別の担当者を定め、入居者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合】		
⑰初期加算（入居日から30日間）	30円／日	300円／日
（1ヶ月以上の入院後、退院日から30日間）	30円／日	300円／日
【入居日から30日以内の期間、または30日を超える期間を経て退院した場合】		
⑱経口移行加算	28円／日	280円／日
【経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合】		
⑲経口維持加算(Ⅰ)	400円／月	4,000円／月
【著しい摂食障害がある入居者の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合】		
⑳経口維持加算(Ⅱ)	100円／月	1,000円／月
【摂食障害がある入居者の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合】		
㉑口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円／月	1,100円／月
【歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言・指導に基づき、口腔衛生等の管理に係る計画を作成し、歯科衛生士は介護職員へ助言・指導を行い、月に2回以上口腔衛生等の管理を行う場合】		
㉒褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) ※(Ⅰ)～(Ⅱ)のいずれかに該当	3円／月	30円／月
【入居者ごとに褥瘡の有無や発生と関連のあるリスクについて、入居時とその後3か月に1回以上評価を行い、厚生労働省へ提出し、情報を活用している場合。また、褥瘡が認められるかリスクがあるとされた入居者ごとにケア計画を立て、見直している場合】		
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円／月	130円／月
【(Ⅰ)の要件に加え、(Ⅰ)の評価において褥瘡が認められ、当該褥瘡が治癒した場合。もしくは(Ⅰ)の評価において褥瘡が発生するリスクが認められた入居者について、褥瘡の発生が無い場合】		

②③外泊時費用(月6日を限度) ※入院含む	246円／日	2,460円／日
【入院又は外泊を行った場合(ひと月に6日を限度とする。月をまたぐ場合は最大12日)】		
②④看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日以前31～45日)	72円／日	720円／日
(死亡日以前4～30日)	144円／日	1,440円／日
(死亡日の前日・前々日)	680円／日	6,800円／日
(死亡日)	1,280円／日	12,800円／日
【入居者又はその家族の同意を得て、当該入居者の看取り介護を実施した場合】		
②⑤退所時情報提供加算	250円／回	2,500円／回
【医療機関へ退去する入居者について、退去後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者の同意を得て、当該入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合】		
②⑥退所時栄養情報連携加算	70円／回	700円／回
【特別食を必要とする入居者又は低栄養状態にあると医師が判断した入居者が退去する際、管理栄養士が退去先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合】		
②⑦認知症チームケア推進	120円／月	1,200円／月
【認知症を有する入居者を対象とし、認知症を有する者が総数の1／2以上を占め、認知症介護に係る専門的な研修を修了した者が配置され、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、ケアに対する定期的な評価や計画の作成、振り返りや見直しを行っている場合】		

【介護保険給付対象外サービス】

ご利用サービス	利用料金	備考
居住費	2,300円／日	介護保険負担限度額認定証をお持ちでない方 ※『介護保険負担限度額認定証』をお持ちの方は、前述※1の通り減額となります。
食費	1,950円／日	介護保険負担限度額認定証をお持ちでない方 ※『介護保険負担限度額認定証』をお持ちの方は、前述※1の通り減額となります。
エンゼルケアセット	①5,500円／一式 ②3,500円／一式	施設内で看取られた場合の、死亡後の浴衣や処置にかかる費用 (①浴衣あり ②浴衣なし)

貴重品管理料金	100円／日	保険証等(全員)、年金証書・通帳・印鑑など(希望者)
特別な食事(誕生日食)	①250円／1食 ②50円／1食	入居者様のお誕生日に希望があった場合の特別な食事の提供時 (①通常食、刻み食提供の方 ②ソフト食提供の方)
買物代行料	100円／1回	入居者より依頼を受け、買い物の代行を行った時
個人的外出における移送・搬送・職員の付き添いサービス	入居者様が個人的な理由で外出した際に、施設車両(職員が送迎)を使用した場合 ①移動距離0～10km…100円 ②移動距離10～20km…200円 ③移動距離以下10kmを超過する毎に100円の加算	
	入居者様が個人的な理由で外出した際に、職員が付き添った場合 ①0～4時間の職員付き添い…1,000円／1回(職員一人につき) ②4時間以上の職員付き添い…1,500円／1回(職員一人につき)	
理髪サービス	実費	カット、顔そり、その他パーマ、カラー(別料金＝業者徴収)
クラブ活動	一部実費	生け花や書道、料理などの材料費がかかる場合は実費
日常生活上必要となるものの	実費	日常生活に要する諸費用等(ウロバックカバー、口腔ケア用品、嗜好品、その他日常生活に必要となるもの等)
レクリエーション行事	一部実費	入場料、入園料などの費用、実費がかかる行事の場合等
持ち込みの家電品	対象の電化製品はテレビ、ラジオ、携帯電話、パソコン、IOT機器、DVDプレイヤー、空気清浄機・加湿器、電気毛布、電気ポット、こたつ、冷蔵庫となります。ただし、電池機能式は除きます。実際にご使用されている期間のみ算定。料金は下記の通りとなります。 ・テレビ…300円/月 ・ラジオ…100円/月 ・携帯電話…200円/月 ・パソコン、IOT機器…300円/月 ・DVDプレイヤー…300円/月 ・空気清浄機・加湿器200円～3,000円/月(使用電力により要相談) ・電気毛布…400円/月 ・電気ポット…300円/月 ・こたつ…300円/月 ・冷蔵庫…500円/月	
その他	複写物1枚につき10円、諸証明書発行手数料100円	

【1ヶ月あたりの入居費用例(30日計算)】

所得段階	介護度	①一部負担金 (共通加算部分 も含む)	②介護職員等処 遇改善加算(Ⅰ) ロ	⑤居住費	⑥食費	合計
第2段階	1	23,720円	4,175円	26,400円 (1日880円)	11,700円 (1日390円)	65,995円
	2	25,820円	4,544円			68,464円
	3	28,070円	4,940円			71,110円
	4	30,200円	5,315円			73,615円
	5	32,270円	5,680円			76,050円
第3段階①	1	23,720円	4,175円	41,100円 (1日1,370円)	19,500円 (1日650円)	88,495円
	2	25,820円	4,544円			90,964円
	3	28,070円	4,940円			93,610円
	4	30,200円	5,315円			96,115円
	5	32,270円	5,680円			98,550円
第3段階②	1	23,720円	4,175円	41,100円 (1日1,370円)	40,800円 (1日1,360円)	109,795円
	2	25,820円	4,544円			112,264円
	3	28,070円	4,940円			114,910円
	4	30,200円	5,315円			117,415円
	5	32,270円	5,680円			119,850円
第4段階	1	23,720円	4,175円	69,000円 (1日2,300円)	58,500円 (1日1,950円)	155,395円
	2	25,820円	4,544円			157,864円
	3	28,070円	4,940円			160,510円
	4	30,200円	5,315円			163,015円
	5	32,270円	5,680円			165,450円

※入居費用といたしましては、上記の合計の他に該当する加算額の一部負担金、介護保険給付対象外サービス、医療費が加わった額となります。

★高額介護サービス費について

介護保険一部負担金の1ヶ月における合計金額が、一定の上限額を超えた場合に適用となります。申請により、払い戻される仕組みです。

○以下のように限度額が決まっています。そのため、実質の利用料金は上記よりも減額となる場合があります。

区分	負担上限額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円
課税所得380万円(年収約770万円)～ 課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円
市町村民税非課税	24,600円
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	15,000円
生活保護を受給している方	15,000円

特別養護老人ホームおさなぎ 入居料金表
《介護保険 2割負担の場合》

令和 8年 6月 1日 改定

【1日あたりの基本料金】

	法定代理受領サービスの 場合の利用料金	サービス利用料金	居住費	食費
要介護1	6,700円	1,340円	2,300円 ※1	1,950円 ※1
要介護2	7,400円	1,480円		
要介護3	8,150円	1,630円		
要介護4	8,860円	1,772円		
要介護5	9,550円	1,910円		

※1 『介護保険負担限度額認定証』をお持ちの方は、下記の通り「居住費」・「食費」が減額されます。

該当段階		居住費	食費
第1段階	生活保護受給者/市町村民税世帯非課税で ある高齢福祉年金受給者	880円	300円
第2段階	市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と 【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が 年額80万円以下の方。 ※2 単身650万円、夫婦1.650万円	880円	390円
第3段階①	市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と 【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が 年額80万円～120万円以下の方。 ※2 単身550万円、夫婦1.550万円	1,370円	650円
第3段階②	市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と 【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が 年額120万円を超える方。 ※2 単身500万円、夫婦1.500万円	1,370円	1,360円
第4段階	市町村民税課税世帯の方。 ※配偶者の課税の場合も対象	2,300円	1,950円

※2 ○本人名義の預貯金、有価証券等の金額の合計が上記の額(単身・夫婦)を超える場合は、4段階となる。

【全員対象の共通加算】

加算の種類	加算額	法定代理受領 サービスの場合
①日常生活継続支援加算	92円／日	460円／日
【新規入居者に占める要介護度4以上の割合もしくは認知度Ⅲ以上の割合が所定の割合以上であり、かつ介護福祉士の員数が必要な人数を満たしている場合】		
②夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ	42円／日	210円／日
【夜間帯を通じて介護職員を配置している場合又は喀痰吸引の実施が出来る介護職員を配置している場合】		
③看護体制加算(Ⅰ)ロ	8円／日	40円／日
【常勤の看護師を1名以上配置している場合】		

④看護体制加算(Ⅱ)ロ	16円／日	80円／日
【看護師を配置基準より1名以上上回った配置を行い、かつ看護職員と24時間の連絡体制を確保している場合】		
⑤個別機能訓練加算(Ⅰ)	24円／日	120円／日
【常勤の機能訓練指導員を配置し、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し計画的に実施している場合】		
⑥個別機能訓練加算(Ⅱ)	40円／月	200円／月
【加算(Ⅰ)の要件に加え、訓練計画の内容等を厚生労働省へ提出し、適切かつ有効に情報を活用している場合】		
⑦個別機能訓練加算(Ⅲ)	40円／月	200円／月
【加算(Ⅱ)の要件に加え、口腔機能向上加算(Ⅱ)および栄養マネジメント強化加算を算定し、入居者ごとに理学療法士等が個別機能訓練内容、口腔の健康状態、栄養状態に関する情報を相互に共有し、必要に応じ訓練計画の見直しを実施して関係職種間で共有している場合】		
⑧精神科医師配置加算	10円／日	50円／日
【認知症を有する入居者が入居者総数の1／3以上を占め、精神科を担当する医師による月2回以上の定期的な療養指導を行った場合】		
⑨栄養マネジメント強化加算	22円／日	110円／日
【入居者ごとの継続的な栄養管理を強化し、栄養管理に関する情報を厚生労働省に提出し、その情報を適切かつ有効に活用している場合】		
⑩科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	100円／月	500円／月
【入居者の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画の見直しや情報活用を行っている場合】		
⑪排せつ支援加算(Ⅰ)※(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかに該当	20円／月	100円／月
【排泄に介助を要する入居者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止が見込まれると判断したものに対し、当該入居者が排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、計画に基づいた支援を継続して実施し、少なくとも3カ月ごとに計画を見直した場合】		
排せつ支援加算(Ⅱ)	30円／月	150円／月
【上記(Ⅰ)の要件に加え、次の要件のいずれかに適合する場合。①入居時と比較して排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し悪化が無い場合②入居時にオムツを使用していた者であっておむつを使用しなくなった場合③入居時に尿道カテーテルが留置された者であって抜去された場合】		
排せつ支援加算(Ⅲ)	40円／月	200円／月
【上記(Ⅰ)の要件に加え、(Ⅱ)の要件①・②に掲げる基準のいずれにも適合する場合】		
⑫自立支援促進加算	560円／月	2,800円／月
【自立支援に係る評価・支援計画の策定を行い、3カ月に1回以上の見直しを行うとともに厚生労働省へ情報を提出し、自立支援の促進にあたって適切かつ有効に情報を活用している場合】		
⑬安全対策体制加算 ※入居時に1回を限度として算定	40円／回	200円／回
【外部の研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制を整えている場合】		
※入居日当日に限り所定単位を算定する。		
⑭生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	20円／月	100円／月
【利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を委員会にて検討・定期的に確認し、介護機器を活用し、それぞれの取り組みに関する実績を厚生労働省へ報告している場合】		

●介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ・・・「介護福祉施設サービス費」「加算項目全て」の総計の17.6%
【介護職員等の賃金の改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合】

【その他の加算 ※事由に該当した場合のみに加算】

加算の種類	加算額	法定代理受領 サービスの場合
⑯療養食加算	12円／回	60円／回
【医師の食事箋に基づく療養食(糖尿病食、心臓病食、腎臓病食等)を提供した場合】		
⑰若年性認知症入所者受入加算	240円／日	1,200円／日
【若年性認知症の診断を受けた入居者に対し、個別の担当者を定め、入居者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合】		
⑱初期加算（入居日から30日間）	60円／日	300円／日
（1ヶ月以上の入院後、退院日から30日間）	60円／日	300円／日
【入居日から30日以内の期間、または30日を超える期間を経て退院した場合】		
⑲経口移行加算	56円／日	280円／日
【経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合】		
⑳経口維持加算(Ⅰ)	800円／月	4,000円／月
【著しい摂食障害がある入居者の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合】		
㉑経口維持加算(Ⅱ)	200円／月	1,000円／月
【摂食障害がある入居者の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合】		
㉒口腔衛生管理加算(Ⅱ)	220円／月	1,100円／月
【歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言・指導に基づき、口腔衛生等の管理に係る計画を作成し、歯科衛生士は介護職員へ助言・指導を行い、月に2回以上口腔衛生等の管理を行う場合】		
㉓褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) ※(Ⅰ)～(Ⅱ)のいずれかに該当	6円／月	30円／月
【入居者ごとに褥瘡の有無や発生と関連のあるリスクについて、入居時とその後3か月に1回以上評価を行い、厚生労働省へ提出し、情報を活用している場合。また、褥瘡が認められるかリスクがあるとされた入居者ごとにケア計画を立て、見直している場合】		
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	26円／月	130円／月
【(Ⅰ)の要件に加え、(Ⅰ)の評価において褥瘡が認められ、当該褥瘡が治癒した場合。もしくは(Ⅰ)の評価において褥瘡が発生するリスクが認められた入居者について、褥瘡の発生が無い場合】		
㉔外泊時費用(月6日を限度) ※入院含む	492円／日	2,460円／日
【入院又は外泊を行った場合(ひと月に6日を限度とする。月をまたぐ場合は最大12日)】		

㊸看取り介護加算（Ⅰ）（死亡日以前31～45日）	144円／日	720円／日
（死亡日以前4～30日）	288円／日	1,440円／日
（死亡日の前日・前々日）	1,360円／日	6,800円／日
（死亡日）	2,560円／日	12,800円／日
【入居者又はその家族の同意を得て、当該入居者の看取り介護を実施した場合】		
㊹退所時情報提供加算	500円／回	2,500円／回
【医療機関へ退去する入居者について、退去後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者の同意を得て、当該入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合】		
㊺退所時栄養情報連携加算	140円／回	700円／回
【特別食を必要とする入居者又は低栄養状態にあると医師が判断した入居者が退去する際、管理栄養士が退去先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合】		
㊻認知症チームケア推進	240円／月	2,400円／月
【認知症を有する入居者を対象とし、認知症を有する者が総数の1／2以上を占め、認知症介護に係る専門的な研修を修了した者が配置され、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、ケアに対する定期的な評価や計画の作成、振り返りや見直しを行っている場合】		

【介護保険給付対象外サービス】

ご利用サービス	利用料金	備考
居住費	2,300円／日	介護保険負担限度額認定証をお持ちでない方 ※『介護保険負担限度額認定証』をお持ちの方は、前述※1の通り減額となります。
食費	1,950円／日	介護保険負担限度額認定証をお持ちでない方 ※『介護保険負担限度額認定証』をお持ちの方は、前述※1の通り減額となります。
エンゼルケアセット	①5,500円／一式 ②3,500円／一式	施設内で看取られた場合の、死亡後の浴衣や処置にかかる費用 (①浴衣あり ②浴衣なし)
貴重品管理料金	100円／日	保険証等(全員)、年金証書・通帳・印鑑など(希望者)
特別な食事(誕生日食)	①250円／1食 ②50円／1食	入居者様のお誕生日に希望があった場合の特別な食事の提供時 (①通常食、刻み食提供の方 ②ソフト食提供の方)
買物代行料	100円／1回	入居者より依頼を受け、買い物の代行を行った時
個人的外出における移送・搬送・職員の付き添いサービス	入居者様が個人的な理由で外出した際に、施設車両(職員が送迎)を使用した場合 ①移動距離0～10km…100円 ②移動距離10～20km…200円 ③移動距離以下10kmを超過する毎に100円の加算	
	入居者様が個人的な理由で外出した際に、職員が付き添った場合 ①0～4時間の職員付き添い…1,000円／1回(職員一人につき) ②4時間以上の職員付き添い…1,500円／1回(職員一人につき)	
理髪サービス	実費	カット、顔そり、その他パーマ、カラー(別料金＝業者徴収)
クラブ活動	一部実費	生け花や書道、料理などの材料費がかかる場合は実費
日常生活上必要となるものの	実費	日常生活に要する諸費用等(ウロバックカバー、口腔ケア用品、嗜好品、その他日常生活に必要となるもの等)
レクリエーション行事	一部実費	入場料、入園料などの費用、実費がかかる行事の場合等
持ち込みの家電品	対象の電化製品はテレビ、ラジオ、携帯電話、パソコン、IOT機器、DVDプレイヤー、空気清浄機・加湿器、電気毛布、電気ポット、こたつ、冷蔵庫となります。ただし、電池機能式は除きます。実際にご使用されている期間のみ算定。料金は下記の通りとなります。 ----- ・テレビ…300円/月 ・ラジオ…100円/月 ・携帯電話…200円/月 ・パソコン、IOT機器…300円/月 ・DVDプレイヤー…300円/月 ・空気清浄機・加湿器200円～3,000円/月(使用電力により要相談) ・電気毛布…400円/月 ・電気ポット…300円/月 ・こたつ…300円/月 ・冷蔵庫…500円/月	
その他	複写物1枚につき10円、諸証明書発行手数料100円	

【1ヶ月あたりの入居費用例(30日計算)】

所得段階	介護度	①一部負担金 (共通加算部分 も含む)	②介護職員等処 遇改善加算(Ⅰ)	⑤居住費	⑥食費	合計
第4段階	1	47,440円	8,349円	69,000円 (1日2,300円)	58,500円 (1日1,950円)	183,289円
	2	51,640円	9,089円			188,229円
	3	56,140円	9,881円			193,521円
	4	60,400円	10,630円			198,530円
	5	64,540円	11,359円			203,399円

※入居費用といたしましては、上記の合計の他に該当する加算額の一部負担金、介護保険給付対象外サービス、医療費が加わった額となります。

★高額介護サービス費について

介護保険一部負担金の1ヶ月における合計金額が、一定の上限額を超えた場合に適用となります。申請により、払い戻される仕組みです。

○以下のように限度額が決まっています。そのため、実質の利用料金は上記よりも減額となる場合があります。

区分	負担上限額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円
課税所得380万円(年収約770万円)～ 課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円
市町村民税非課税	24,600円
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	15,000円
生活保護を受給している方	15,000円

特別養護老人ホームおさなぎ 入居料金表
《介護保険 3割負担の場合》

令和 8年 6月 1日 改定

【1日あたりの基本料金】

	法定代理受領サービス の場合の利用料金	サービス利用料金	居住費	食費
要介護1	6,700円	2,010円	2,300円 ※1	1,950円 ※1
要介護2	7,400円	2,220円		
要介護3	8,150円	2,445円		
要介護4	8,860円	2,658円		
要介護5	9,550円	2,865円		

※1 『介護保険負担限度額認定証』をお持ちの方は、下記の通り「居住費」・「食費」が減額されます。

該当段階		居住費	食費
第1段階	生活保護受給者/市町村民税世帯非課税で ある老齢福祉年金受給者	880円	300円
第2段階	市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と 【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が 年額80万円以下の方。 ※2 単身650万円、夫婦1.650万円	880円	390円
第3段階①	市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と 【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が 年額80万円～120万円以下の方。 ※2 単身550万円、夫婦1.550万円	1,370円	650円
第3段階②	市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と 【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が 年額120万円を超える方。 ※2 単身500万円、夫婦1.500万円	1,370円	1,360円
第4段階	市町村民税課税世帯の方。 ※配偶者の課税の場合も対象	2,300円	1,950円

※2 ○本人名義の預貯金、有価証券等の金額の合計が上記の額(単身・夫婦)を超える場合は、4段階となる。

【全員対象の共通加算】

加算の種類	加算額	法定代理受領 サービスの場合
①日常生活継続支援加算	138円／日	460円／日
【新規入居者に占める要介護度4以上の割合もしくは認知度Ⅲ以上の割合が所定の割合以上であり、かつ介護福祉士の員数が必要な人数を満たしている場合】		
②夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ	63円／日	210円／日
【夜間帯を通じて介護職員を配置している場合又は喀痰吸引の実施が出来る介護職員を配置している場合】		
③看護体制加算(Ⅰ)ロ	12円／日	40円／日
【常勤の看護師を1名以上配置している場合】		
④看護体制加算(Ⅱ)ロ	24円／日	80円／日
【看護師を配置基準より1名以上上回った配置を行い、かつ看護職員と24時間の連絡体制を確保している場合】		
⑤個別機能訓練加算(Ⅰ)	36円／日	120円／日
【常勤の機能訓練指導員を配置し、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し計画的に実施している場合】		
⑥個別機能訓練加算(Ⅱ)	60円／月	200円／月
【加算(Ⅰ)の要件に加え、訓練計画の内容等を厚生労働省へ提出し、適切かつ有効に情報を活用している場合】		
⑦個別機能訓練加算(Ⅲ)	60円／月	200円／月
【加算(Ⅱ)の要件に加え、口腔機能向上加算(Ⅱ)および栄養マネジメント強化加算を算定し、入居者ごとに理学療法士等が個別機能訓練内容、口腔の健康状態、栄養状態に関する情報を相互に共有し、必要に応じ訓練計画の見直しを実施して関係職種間で共有している場合】		
⑧精神科医師配置加算	15円／日	50円／日
【認知症を有する入居者が入居者総数の1／3以上を占め、精神科を担当する医師による月2回以上の定期的な療養指導を行った場合】		
⑨栄養マネジメント強化加算	33円／日	110円／日
【入居者ごとの継続的な栄養管理を強化し、栄養管理に関する情報を厚生労働省に提出し、その情報を適切かつ有効に活用している場合】		
⑩科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	150円／月	500円／月
【入居者の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画の見直しや情報活用を行っている場合】		

⑪排せつ支援加算(Ⅰ)※(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかに該当	30円／月	100円／月
【排泄に介助を要する入居者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止が見込まれると判断したものに對し、当該入居者が排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、計画に基づいた支援を継続して実施し、少なくとも3カ月ごとに計画を見直した場合】		
排せつ支援加算(Ⅱ)	45円／月	150円／月
【上記(Ⅰ)の要件に加え、次の要件のいずれかに適合する場合。①入居時と比較して排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し悪化が無い場合②入居時にオムツを使用していた者であっておむつを使用しなくなった場合③入居時に尿道カテーテルが留置された者であって抜去された場合】		
排せつ支援加算(Ⅲ)	60円／月	200円／月
【上記(Ⅰ)の要件に加え、(Ⅱ)の要件①・②に掲げる基準のいずれにも適合する場合】		
⑫自立支援促進加算	840円／月	2,800円／月
【自立支援に係る評価・支援計画の策定を行い、3カ月に1回以上の見直しを行うとともに厚生労働省へ情報を提出し、自立支援の促進にあたって適切かつ有効に情報を活用している場合】		
⑬安全対策体制加算 ※入居時に1回を限度として算定	60円／回	200円／回
【外部の研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制を整えている場合】 ※入居日当日に限り所定単位を算定する。		
⑭生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	30円／月	100円／月
【利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を委員会にて検討・定期的に確認し、介護機器を活用し、それぞれの取り組みに関する実績を厚生労働省へ報告している場合】		

●介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ・・・「介護福祉施設サービス費」「加算項目全て」の総計の17.6%
【介護職員等の賃金の改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合】

【その他の加算 ※事由に該当した場合のみに加算】

加算の種類	加算額	法定代理受領 サービスの場合
⑭療養食加算	18円／回	60円／回
【医師の食事箋に基づく療養食(糖尿病食、心臓病食、腎臓病食等)を提供した場合】		
⑮若年性認知症入所者受入加算	360円／日	1,200円／日
【若年性認知症の診断を受けた入居者に対し、個別の担当者を定め、入居者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合】		
⑯初期加算（入居日から30日間）	90円／日	300円／日
（1ヶ月以上の入院後、退院日から30日間）	90円／日	300円／日
【入居日から30日以内の期間、または30日を超える期間を経て退院した場合】		
⑰経口移行加算	84円／日	280円／日
【経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合】		
⑱経口維持加算(Ⅰ)	1,200円／月	4,000円／月
【著しい摂食障害がある入居者の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合】		
⑲経口維持加算(Ⅱ)	300円／月	1,000円／月
【摂食障害がある入居者の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合】		
⑳口腔衛生管理加算(Ⅱ)	330円／月	1,100円／月
【歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言・指導に基づき、口腔衛生等の管理に係る計画を作成し、歯科衛生士は介護職員へ助言・指導を行い、月に2回以上口腔衛生等の管理を行う場合】		
㉑褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) ※(Ⅰ)～(Ⅱ)のいずれかに該当	9円／月	30円／月
【入居者ごとに褥瘡の有無や発生と関連のあるリスクについて、入居時とその後3か月に1回以上評価を行い、厚生労働省へ提出し、情報を活用している場合。また、褥瘡が認められるかリスクがあるとされた入居者ごとにケア計画を立て、見直している場合】		
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	39円／月	130円／月
【(Ⅰ)の要件に加え、(Ⅰ)の評価において褥瘡が認められ、当該褥瘡が治癒した場合。もしくは(Ⅰ)の評価において褥瘡が発生するリスクが認められた入居者について、褥瘡の発生が無い場合】		
㉒外泊時費用(月6日を限度) ※入院含む	738円／日	2,460円／日
【入院又は外泊を行った場合(ひと月に6日を限度とする。月をまたぐ場合は最大12日)】		

㊸看取り介護加算（Ⅰ）（死亡日以前31～45日）	216円／日	720円／日
（死亡日以前4～30日）	432円／日	1,440円／日
（死亡日の前日・前々日）	2,040円／日	6,800円／日
（死亡日）	3,840円／日	12,800円／日
【入居者又はその家族の同意を得て、当該入居者の看取り介護を実施した場合】		
㊹退所時情報提供加算	750円／回	2,500円／回
【医療機関へ退去する入居者について、退去後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者の同意を得て、当該入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合】		
㊺退所時栄養情報連携加算	210円／回	700円／回
【特別食を必要とする入居者又は低栄養状態にあると医師が判断した入居者が退去する際、管理栄養士が退去先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合】		
㊻認知症チームケア推進	360円／月	3,600円／月
【認知症を有する入居者を対象とし、認知症を有する者が総数の1／2以上を占め、認知症介護に係る専門的な研修を修了した者が配置され、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、ケアに対する定期的な評価や計画の作成、振り返りや見直しを行っている場合】		

【介護保険給付対象外サービス】

ご利用サービス	利用料金	備考
居住費	2,300円／日	介護保険負担限度額認定証をお持ちでない方 ※『介護保険負担限度額認定証』をお持ちの方は、前述※1の通り減額となります。
食費	1,950円／日	介護保険負担限度額認定証をお持ちでない方 ※『介護保険負担限度額認定証』をお持ちの方は、前述※1の通り減額となります。
エンゼルケアセット	①5,500円／一式 ②3,500円／一式	施設内で看取られた場合の、死亡後の浴衣や処置にかかる費用 (①浴衣あり ②浴衣なし)
貴重品管理料金	100円／日	保険証等(全員)、年金証書・通帳・印鑑など(希望者)
特別な食事(誕生日食)	①250円／1食 ②50円／1食	入居者様のお誕生日に希望があった場合の特別な食事の提供時 (①通常食、刻み食提供の方 ②ソフト食提供の方)
買物代行料	100円／1回	入居者より依頼を受け、買い物の代行を行った時
個人的外出における移送・搬送・職員の付き添いサービス	入居者様が個人的な理由で外出した際に、施設車両(職員が送迎)を使用した場合 ①移動距離0～10km…100円 ②移動距離10～20km…200円 ③移動距離以下10kmを超過する毎に100円の加算 ----- 入居者様が個人的な理由で外出した際に、職員が付き添った場合 ①0～4時間の職員付き添い…1,000円／1回(職員一人につき) ②4時間以上の職員付き添い…1,500円／1回(職員一人につき)	
理髪サービス	実費	カット、顔そり、その他パーマ、カラー(別料金＝業者徴収)
クラブ活動	一部実費	生け花や書道、料理などの材料費がかかる場合は実費
日常生活上必要となるものの	実費	日常生活に要する諸費用等(ウロバックカバー、口腔ケア用品、嗜好品、その他日常生活に必要となるもの等)
レクリエーション行事	一部実費	入場料、入園料などの費用、実費がかかる行事の場合等
持ち込みの家電品	対象の電化製品はテレビ、ラジオ、携帯電話、パソコン、IOT機器、DVDプレイヤー、空気清浄機・加湿器、電気毛布、電気ポット、こたつ、冷蔵庫となります。ただし、電池機能式は除きます。実際にご使用されている期間のみ算定。料金は下記の通りとなります。 ----- ・テレビ…300円/月 ・ラジオ…100円/月 ・携帯電話…200円/月 ・パソコン、IOT機器…300円/月 ・DVDプレイヤー…300円/月 ・空気清浄機・加湿器200円～3,000円/月(使用電力により要相談) ・電気毛布…400円/月 ・電気ポット…300円/月 ・こたつ…300円/月 ・冷蔵庫…500円/月	
その他	複写物1枚につき10円、諸証明書発行手数料100円	

【1ヶ月あたりの入居費用例(30日計算)】

所得段階	介護度	①一部負担金 (共通加算部分 も含む)	②介護職員等処 遇改善加算(Ⅰ)	⑤居住費	⑥食費	合計
第4段階	1	71,160円	12,524円	69,000円 (1日2,300円)	58,500円 (1日1,950円)	211,184円
	2	77,460円	13,633円			218,593円
	3	84,210円	14,821円			226,531円
	4	90,600円	15,946円			234,046円
	5	96,810円	17,039円			241,349円

※入居費用といたしましては、上記の合計の他に該当する加算額の一部負担金、介護保険給付対象外サービス、医療費が加わった額となります。

★高額介護サービス費について

介護保険一部負担金の1ヶ月における合計金額が、一定の上限額を超えた場合に適用となります。申請により、払い戻される仕組みです。

○以下のように限度額が決まっています。そのため、実質の利用料金は上記よりも減額となる場合があります。

区分	負担上限額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円
課税所得380万円(年収約770万円)～ 課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円
市町村民税非課税	24,600円
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	15,000円
生活保護を受給している方	15,000円